千葉市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年11月1日

 千葉市監査委員
 宍
 倉
 輝
 雄

 同
 宮
 原
 清
 貴

 同
 米
 持
 克
 彦

 同
 白
 鳥
 誠

千葉市監査委員 宍 倉 輝 雄

宮原清貴様

同 米 持 克 彦

同 白鳥 誠

千葉市長 神 谷 俊 一

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成31年度監査報告第10号、令和2年度監査報告第8号及び第10号、令和3年度監査報告第9号及び第11号並びに令和4年度監査報告第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 似田電話 4013

監査の結果 (指摘事項)

(1) 積算について改善すべき事項

ア 公共建築工事における共通仮設費の 算定を適正に行うべきもの

[都市局:千葉市地方卸売市場青果卸売場棟外屋根トラス改修工事]

(ア) 事案及び問題点

「千葉市公共建築工事積算基準等 資料の手引き」によると、動力用水光 熱費を無償で支給する場合には、共通 仮設費の算定に用いる共通仮設費率 を低減するとされている。

しかしながら、本工事では、特記仕 様書において動力用水光熱費に当た る工事用水及び工事用電力を構内既 存の施設から有償で 支給するとして いたため、無償で支給する場合には該 当しないにもかかわらず、共通仮設費 率を低減して共通仮設費を算定して いた。

(イ) 指摘

「千葉市公共建築工事積算基準等 資料の手引き」に基づき、公共建築工 事における 共通仮設費の算定を適正 に行われたい。

講じた措置

共通費の算定については、令和5年5月3 0日に建築管理課による積算基準等に係る 研修(第1回)を行い、公共建築工事積算基 準等資料の手引きに基づき適正に行うよう、 所属職員への周知徹底を図った。

また、当該工事の担当課においては、直接 工事費の入力により低減すべき補正値が表示される算定シートを作成し、これを活用す ることで共通費の算定を適正に行えるよう、 業務改善を図った。